

令和 8 年熊本地震 災害派遣福祉チーム本部 運営マニュアル — 活動拠点本部用 —

2026 年 8 月 2 日版
(修正する場合は、上書き保存禁止)

本マニュアルの位置づけ

県庁本部用マニュアルを基礎に、第 2 層である活動拠点本部が、管内の現地活動隊を指揮・調整し、福祉ニーズを地域単位で集約・評価し、県庁本部および保健医療福祉現地調整会議につなぐための運用を示す。現地状況に応じて随時改訂する。

熊本県災害派遣福祉チーム

0 最初に確認すること

DWAT活動拠点本部を 2層に設置する意義

- ・ **現場の負担軽減と迅速対応の促進**：現場チームが直接上位本部に報告する負担を減らし、活動拠点本部が情報を集約・フィルタリングして伝える。これにより、現場は支援活動に集中でき、全体のレスポンスのスピードアップにつながる。
- ・ **地域ごとの柔軟な調整**：災害は地域ごとに被害状況が異なるため、活動拠点本部を圏域や市町村ごとに設置することで、地元の実情に即した対応が可能になる。
- ・ **チームの安全と持続可能性確保**：参集したチームの休憩・補給・交代を管理し、長期活動を支える。これにより、チームの疲弊を防ぎ、継続的な支援を可能にする。
- ・ **多機関連携の橋渡し**：さまざまな保健医療福祉チームとの連携、さらには地域ごとの保健医療福祉関係の調整会議や保健所との調整を円滑化し、重複や隙間を防ぐことができる。

DWAT活動拠点本部に求められる実践機能

指揮統制・連携（Command&Control）

【縦ラインの統制】… 統制・判断・責任の明確化（迷わせない）

- 現場DWATから上がってくる「要望」「困り感」「焦り」「迷い」をそのまま上位本部に上げるのではなく、活動目的・進捗・判断が必要な論点に整理し、県DWAT本部が判断できる形で報告する
- 県庁DWAT本部や行政から示される「次フェーズ移行」「撤収・再配置」といった方針を、現場DWATが理解・納得できる理由と具体行動（いつ・どこまで・誰が）に落とし込んで伝える

【横ラインの連携】… 協働・補完・相互理解（孤立させない）

- 複数県DWAT間で生じる活動スタンスや温度差（密着支援を重視／アセスメント重視など）を可視化し、現在の共通目標を確認したうえで役割分担を再調整する
- DMAT、DPAT、保健師、行政担当者など他職種・他機関との定例・臨時ミーティングを通じて、支援の重複や抜けを防ぐための情報共有と役割整理を行う

【縦×横をつなぐ調整】

- 縦ライン（本部判断）と横ライン（現場連携）の間に生じる認識のズレや緊張を受け止め、福祉的視点から意味づけ・翻訳を行い、現場が動き続けられる状態を整える

活動拠点本部の最優先任務

管内の現地活動隊を安全かつ組織的に動かし、避難所等の福祉ニーズと支援資源を地域単位で可視化し、現地で解決する事項と県庁本部へ判断を求める事項を整理すること。

① 指揮系統	県庁本部、活動拠点本部、現地活動隊、市町村・保健所との関係を明確にする。
② 活動隊の把握	管内の全活動隊、活動場所、人数、活動期間、連絡先、帰着予定を一覧化する。
③ 情報の集約	現地隊からの情報を、事実／評価／要望／現地で解決可能／県判断事項に整理する。
④ 地域調整	保健医療福祉現地調整会議で災害派遣福祉チームの情報を提示し、他機関との役割分担を調整する。
⑤ 安全・健康管理	活動開始・終了、移動、隊員の体調、現地の危険情報を把握する。
⑥ 記録・引継ぎ	クロノロ、活動一覧、課題管理表を更新し、交代しても本部機能が継続するようにする。

緊急時に活動拠点本部統括へ直ちに上げる事項

- 隊員または避難者の生命・身体に関わる事案、重大事故、二次災害の危険
- 現地活動隊との通信途絶、所在不明、帰着遅延・帰還困難
- 避難所管理者、市町村、他支援チームとの重大な対立または指示系統の混乱
- 緊急移送、活動中止、即時の増員・再配置が必要な事案
- 個人情報漏えい、報道対応、重大な苦情等

標準的な報告経路

現地活動隊 → 活動拠点本部 → 県庁本部

緊急時は階層を越えた連絡を妨げないが、事後に必ず活動拠点本部と県庁本部へ共有する。

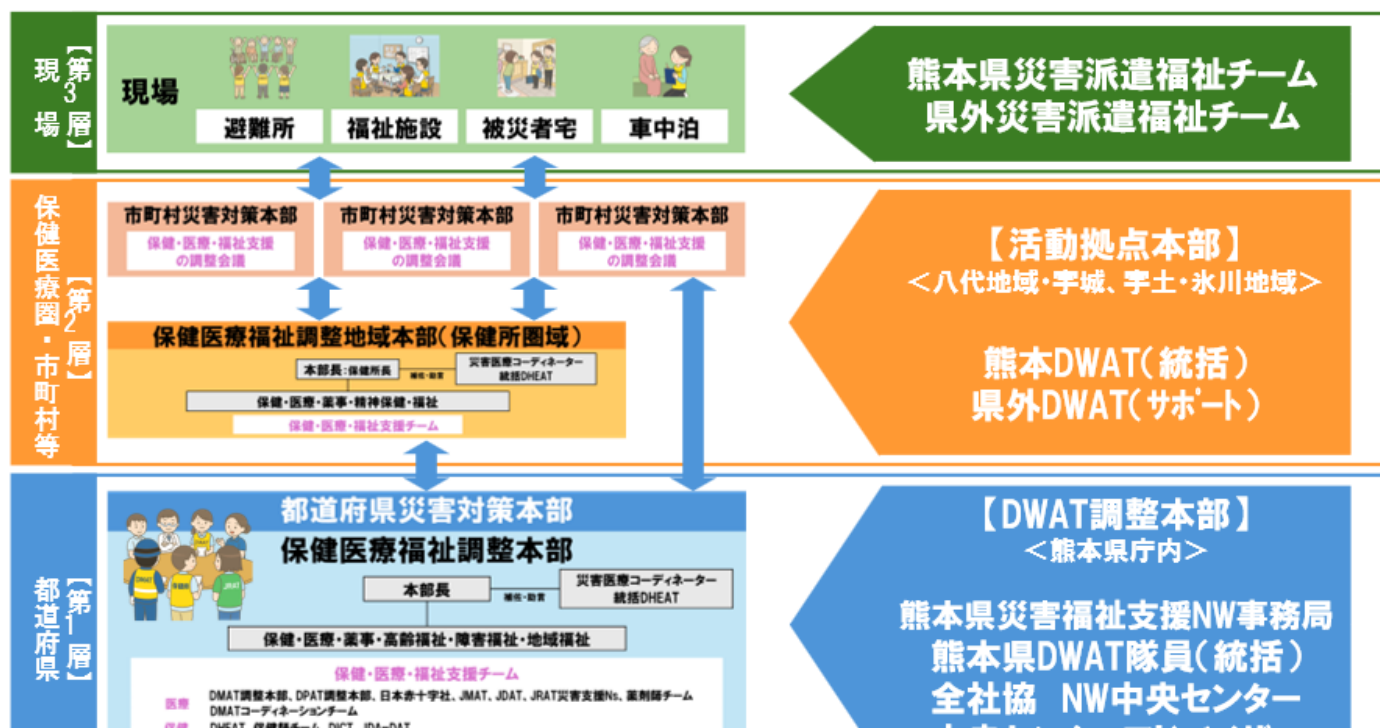
1 活動拠点本部の目的・位置づけ

1-1 目的

- 管内で活動する熊本県災害派遣福祉チームおよび県外災害派遣福祉チームの指揮・調整を行う。
- 現地活動隊から得た情報を地域単位で集約し、福祉ニーズ、支援資源、活動進捗を評価する。
- 現地活動隊が避難所等での支援に集中できるよう、活動場所、役割、報告、ロジスティクスを調整する。
- 市町村・保健所、保健師、DMAT、DPAT 等との地域内調整を行う。
- 県庁本部へ、地域の現状、県レベルで判断が必要な事項、翌日の配置案を報告する。

1-2 3 層体制における位置づけ

層	主な組織	機能
第 1 層	熊本県災害派遣福祉チーム本部 (以下、県庁本部)	県全体の統括・方針決定・資源配分
第 2 層	活動拠点本部 ・ 八代地域活動拠点本部 ・ 宇城地域活動拠点本部	地域単位の情報集約・チーム調整・現地判断
第 3 層	災害派遣福祉チーム各チーム	避難所・福祉避難所・在宅等での直接活動



2 活動拠点本部の構成と役割

2-1 基本構成

機能	担当の例	主な役割
活動拠点本部統括	熊本県災害派遣福祉チーム統括者	管内活動の実務統括、現状評価、活動方針、県庁本部との連絡、会議運営、現地隊への指示、活動場所・巡回範囲・役割分担、二ーズ評価、再配置案
情報・記録担当		連絡受付、クロノロ、活動一覧、課題管理、会議記録、D24H 入力管理
連携担当		市町村・保健所・保健医療福祉チームとの調整、現地調整会議参加

3 各層本部会議運営スケジュール

4-1 1 日の基本スケジュール

時刻	会議・報告	県庁 本部	活動拠 点本部	現地活 動隊	主な目的
7:30	DMAT 朝 MT	○	—	—	安全情報、保健医療活動、道路・避難所等の県全体情報を把握する
9:30 頃	県本部・活動拠点 本部朝会議	○	○	—	DMAT 会議の情報、県全体方針、当日の配置・重点課題を共有する
10:00 頃	活動拠点本部・現 地活動隊朝会議	—	○	○	当日の活動場所、役割分担、安全、重点確認事項を共有する
12:30 頃	現地活動隊から活 動拠点本部への中 間報告	—	○	○	午前中の重要な変化、課題、県本部に求める調整事項を報告する
13:00	災害派遣福祉チー ム合同 MT	○	○	△	活動拠点本部からの集約報告、地域間調整、県本部の判断、現地調整会議に上げる事項を整理する
14:00	県保健医療福祉支 援会議	○	—	—	県レベルで保健・医療・福祉の活動方針、資源配分、地域横断課題を調整する
午後	保健医療福祉現地 調整会議	—	○	△	市町村・保健所・保健医療福祉チーム間で地域課題と役割分担を調整する
16:15～ 16:45 頃	活動拠点本部・現 地活動隊夕会議	—	○	○	現地調整会議の結果を共有し、地域全体の現状評価と翌日の活動案を作成する

17:00 頃	県本部・活動拠点 本部夕会議	○	○	—	各地域の評価、翌日の配置、増減員、県本部に求める判断・調整を確認する
---------	-------------------	---	---	---	------------------------------------

3-1 朝会議の役割

県庁本部から示された当日の方針、安全情報、県全体の重点課題を現地隊へ具体化して伝える。

各現地隊について「どこで、誰が、何を、何時まで行つか」を確認する。

帰着予定、中間報告時刻、緊急連絡方法を確認する。

3-2 夕会議の役割

現地隊の活動結果と保健医療福祉現地調整会議の決定事項を統合する。

地域全体の現状評価、未対応課題、翌日の重点目標と配置案を作成する。

県庁本部に判断を求める事項を明確にする。

会議は情報共有だけで終わらせず、必ず「評価」「判断」「担当」「期限」を残す。

4 情報管理・報告・記録

4-1 情報処理の流れ

受信 → 記録 → 分類 → 確認 → 地域評価 → 現地調整／県庁報告 → 指示 → 追跡

4-2 現地隊から受ける報告項目

活動場所、隊員数、活動開始・終了・帰着予定

前回報告からの重要な変化

緊急性の高い要配慮者、安全上の問題

避難所環境上の課題、実施した支援と結果

現地で解決できない課題、他機関への接続が必要な事項

翌日の継続支援、増減員・配置変更の提案

4-3 県庁本部へ報告する際の整理

事実：いつ、どこで、誰に、何が起きているか

地域評価：地域全体への影響と緊急度

現地対応：活動拠点本部・現地隊・地域機関が実施したこと

未解決理由：現地で解決できない理由

県への要請：何を、いつまでに判断・調整してほしいか

選択肢：活動拠点本部として考える対応案

4-4 必須の情報管理ツール

活動拠点本部クロノロ

管内活動体制一覧（活動場所、担当県、人数、期間、連絡先）

課題・ToDo 管理表

現地隊の出発・到着・帰着管理表

地域活動マップ

コンタクトリスト

避難所福祉ニーズ調査の進捗・D24H 入力管理表

5 管内災害派遣福祉チーム支援活動の管理

活動拠点本部は、各現地隊の活動を次の優先順位と方針に沿って調整する。現地隊に一律の作業を求めるのではなく、地域の緊急度、支援資源、隊員構成を踏まえて配分する。

① 避難所福祉ニーズ調査

現地活動隊の役割

8 月 7 日頃までを目安として、避難所における福祉ニーズの調査を行う。

調査には「避難所福祉調査票」を使用し、調査結果を D24H システムへ入力する。

県庁本部の役割

＜D24H に入力された調査結果をもとに、次の対象を抽出する＞

- ・福祉的支援を重点的に行う必要がある避難所
- ・緊急性の高い要配慮者
- ・避難所環境の早急な改善が必要な場所
- ・保健・医療・福祉の連携が必要な課題
- ・調査は、避難所運営者、市町村担当者等からの聞き取り、避難所内の確認、要配慮者の状況把握等により行う。必要に応じて、医療チーム、保健師その他の専門職チームと協働して実施する。
- ・調査のみで活動を終えるのではなく、緊急性の高い課題を把握した場合は、その場で可能な対応を行うとともに、活動拠点本部へ速やかに報告する。

② 避難所環境の整備

段ボールベッド、パーテーションその他の避難所用品が到着した際には、避難所運営者と協力し、要配慮者の状態や生活上のニーズに応じた配置・展開について助言または支援を行う。

特に、次の点に配慮する。

- ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等が安全に生活できる配置
- ・移動、排泄、食事、休息、介助等に必要な動線

- ・ 車いす、歩行器等を使用する避難者の移動空間
- ・ 認知症、発達障害、精神障害等のある避難者が落ち着いて過ごせる空間
- ・ 女性の更衣、授乳、着替え等のプライバシー
- ・ 家族や介助者が支援を継続できる配置
- ・ 転倒、感染症、暑さ・寒さ等の二次的なリスク

物品の一律的な展開ではなく、実際に生活する避難者の状態を確認しながら配置する。
このほか、生命、健康、尊厳または避難生活の継続に重大な影響を及ぼす環境上の課題を把握した場合は、緊急性を判断し、避難所運営者や関係機関と協力して改善を図る。

③ 個別支援

移送（福祉避難所や福祉施設での対応）、医療チーム・医療機関への接続、緊急的な福祉サービスの利用等が必要な、緊急性の高い要配慮者への支援を優先して行う。

個別支援では、本人および家族の意向を確認し、可能な限り既存の支援者や地域の関係機関と連携する。

<主な支援内容は次のとおり>

- ・ 本人および家族からの相談対応
- ・ 心身の状態、生活状況、介護状況等の確認
- ・ 医療、保健、福祉サービスへの接続
- ・ 福祉避難所、医療機関、福祉施設等への移送調整
- ・ 福祉用具、介護用品、衛生用品等の調整
- ・ 避難所内での生活場所の調整
- ・ 市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所等への引継ぎ
- ・ 緊急性の高い対象者を把握した場合は、活動拠点本部および必要な関係機関へ速やかに報告する。

④ 車中泊避難者への対応

避難所敷地内やその周辺で車中泊している避難者について、避難所運営者や保健師等と連携して状況を確認する。

●確認に当たっては、次の事項に留意する。

- ・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の有無
- ・持病、服薬、医療機器、介護等の必要性
- ・水分、食事、排泄、睡眠、暑さへの対応状況
- ・エコノミークラス症候群、脱水、熱中症等のリスク
- ・避難所に入れない、または入らない理由
- ・支援情報や物資が届いているか
- ・継続的な見守りや他機関への接続の必要性
- ・車中泊避難者への対応を開始する場合は、対象範囲、実施方法、記録方法および関係機関との役割分担を活動拠点本部と確認する。

⑤ 在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、対象地域、訪問方法、情報管理、支援後の接続先等について、行政および関係機関による支援スキームを行政側が構築した上で実施する。行政、保健師、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療・福祉関係機関、他の支援チーム等による在宅支援の一環として災害派遣福祉チームが協力する。

●主な協力内容として、次の活動が想定される。

- ・訪問活動への同行
- ・福祉ニーズの把握
- ・配慮者のスクリーニング
- ・生活環境、介護、障害、家族状況等の確認
- ・必要な福祉サービスや支援機関への接続
- ・継続支援が必要な対象者の引継ぎ

災害派遣福祉チーム単独で在宅訪問は現在のところ予定していない。

在宅訪問の依頼や同行の要望が来た場合は、必ず活動拠点本部に確認する。

6 保健医療福祉現地調整会議と地域連携

6-1 活動拠点本部が会議で発信する内容

- 管内の避難所・福祉避難所の福祉ニーズと地域差
- 重点支援避難所、緊急性の高い要配慮者、避難所環境上の課題
- 災害派遣福祉チームの配置、調査進捗、個別支援・環境整備の状況
- 保健師、DMAT、DPAT、JRAT 等に接続・調整したい事項
- 市町村・保健所の判断が必要な事項
- 今後 24～72 時間のリスクと活動見通し

6-2 現地調整会議で調整する事項

共同巡回、共同アセスメントの対象と役割分担

個別ケースの引継ぎ先、移送・福祉避難所等の調整

避難所環境改善に必要な行政・物資対応

車中泊・在宅避難者支援の対象地域、方法、記録、接続先

支援の重複・空白、情報共有方法

翌日の重点地域・共同活動

活動拠点本部は、災害派遣福祉チーム内の情報を伝えるだけでなく、福祉的視点から地域全体の判断材料を提示する。

7 現地活動隊の活動管理

7-1 活動隊への指示事項

活動場所・対象範囲・活動目的・重点確認事項

指揮・報告系統、現地責任者、緊急連絡先

中間報告、帰着、夕会議の時刻

使用する調査票、記録様式、D24H 入力方法

他機関との役割分担と、現地隊が独自判断してよい範囲

8 県外災害派遣福祉チームの受入・ブリーフィング

7-2 入県時ブリーフィング（活動拠点本部にて実施）

- ・ 県全体の被害・避難状況と災害派遣福祉チーム活動方針
- ・ 組織図、指揮命令・報告系統、本部・活動拠点本部の連絡先
- ・ 担当地域、期待する役割、活動期間、引継ぎ方法
- ・ 安全情報、道路、余震、感染症、気象、宿泊・移動上の注意
- ・ 使用する記録様式、個人情報の取扱い、定時報告時刻
- ・ 隊員の体調不良、事故、撤退判断時の連絡手順
- ・ 隊員の連絡先等登録（QR コードから）